

煩雑であるが、いくつかの数字を紹介したい。映画連盟（MPA）の調査（一九九八）によると、アジア各国において販売されている映画のビデオテープのうち違法複製製品の比率は、ベトナム（二〇〇％）、中国（九〇％）、インドネシア（九〇％）、マレーシア（八〇％）、インド（八〇％）、フィリピン（六五％）、パキスタン（六〇％）、タイ（五〇％）などとなっている。参考までに日本は唯一の一桁で八％である。ビジネスソフトウェア連盟（BSA）の調査（一九九七）によると、コンピュータソフトウェアの違法複製製品の比率は、ベトナム（九八％）、中国（九六％）、インドネシア（九三％）、タイ（八四％）、マレーシア（七〇％）、インド（六九％）、韓国（六七％）、香港（六七％）、台湾（六三％）、シンガポール（五六％）などとなっている。参考までに日本は三二％である。

国際レコード産業連盟（IFPI）の調査（一九九八）によると、音楽CDの違法複製製品の比率が五〇％以上の国家は中国、香港、マレーシア、パキスタン、二五％以上の国家はインド、韓国、一〇％以上の国家はインドネシア、フィリピン、台湾、シンガポール、タイとなっており、日本は唯一、一〇％以下である。しかも、これらの違法複製製品には本物の発売と同時にいうものさえ多数ある。

このような事態が無為に見過されているわけではなく、時々、ニュースとして報道されているように、摘発された大量の違法複製製品をブルドーザで破壊するというデモンストレーションが実施されたり、最近では全米レコード協会（RIAA）がアメリカ国内に存在する台湾系列のCD製造会社を提訴し、約一六三億円の賠償命令を獲得したりしているが、それによって阻止されるのは氷山の一角にしかならない。ところが、さらに厄介な問題が発生している。全米レコード協会が最近発表した数字によると、今年の一月から六月の音楽ソフトウェアの出荷枚数は三億九八一〇万枚で昨年より一〇・一％も減少し、金額でも六・七％減の六五八〇億円になっている。日本レコード協会によると、日本でも音楽ソフトウェアの売上は一九九八年の六〇七四億円から、二〇〇一年の五〇三〇億円に減少している。

このような減少の主要な原因はインターネットを経由した音楽ファイルの交換システムであると推定されている。コンピュータ内部に音楽CDの情報を複製しておき、他人がそれを自分のコンピュータに自由に転送できるシステムである。その草分けであるNapsterは違法という裁判結果により停止になったが、それ以外にもGnutellaなど多数のシステムが存在しており、それらを阻止することは現実には困難である。

さらに厄介な問題は、このような音楽ファイルの無料交換システムに権利が侵害されているはずの音楽家側から擁護の意見がでてきていることである。アメリカの著名な音楽大賞を受賞しているシンガーソングライターが、音楽無料交換システムは試聴効果を社会に提供し、それによってCDの販売が増大しているという意見を雑誌に発表しているし、アメリカの調査会社も、それを裏付ける調査結果を発表している。

このような問題の原因は音楽や映像がデジタル情報で記録され、そのデジタル情報を自由に送信できるインターネットが普及したことである。一方、既存の著作権法の期限は一九世紀以前であり、このような事態をまったく想像していない。現状では違法とされている複製を厳密に禁止するのか、時代の転換に適合させて制限して許可するのか、さらに積極推進するのか、知的財産の権利を根本から再考する時期である。